

# 重要事項説明書

教育認定（1号認定・新2号認定用）



FUKUROI HELLO  
CHILDREN'S  
GARDEN

社会福祉法人 愛光会

袋井ハローこども園

※卒園まで大切に保管してください。

## 袋井ハローこども園 重要事項説明書 (教育認定)

### 第1条. 施設運営主体

経営主体 (法人名)	浜松市中央区下江町 522 番地 社会福祉法人 愛光会 理事長 鈴木 孝
園 名	幼保連携型認定こども園 袋井ハローこども園 園長 鈴木 孝
住 所	〒437-0123 袋井市下山梨 559 番地の 1
電話番号	(0538) 49-3399
FAX 番号	(0538) 49-3450
メールアドレス	haroul611@nifty.com
ホームページアドレス	http://296186-kodomo.d.dooo.jp/

### 第2条. 施設の概要

(1) 開園日 平成 16 年 11 月 1 日

(令和 2 年 4 月 1 日より幼保連携型認定こども園へ移行)

(2) 利用定員 (年齢別)

0 歳児 3 号 9 名	3 歳児 2 号 1 8 名 1 号 4 名
1 歳児 3 号 1 2 名	4 歳児 2 号 1 8 名 1 号 3 名
2 歳児 3 号 1 5 名	5 歳児 2 号 1 8 名 1 号 3 名

(3) 対象年齢 3ヶ月から就学前

(4) 保育室 0歳児室、 1歳児室、 1・2歳児室、 2歳児室  
3歳児室、 4歳児室、 5歳児室 計7室

(5) 敷地および建物面積

建物面積	1, 0 9 9 . 8 m <sup>2</sup>
運動場面積	西運動場 5 3 3 . 0 8 m <sup>2</sup> 東運動場 1, 1 6 2 . 0 7 m <sup>2</sup>
	(緑地・道路部分を除く)
園児送迎駐車場	1, 1 9 5 . 0 m <sup>2</sup>
子育て支援センター駐車場	4 4 6 m <sup>2</sup>
敷地面積 合計	4, 4 3 5 . 9 5 m <sup>2</sup>

(6) 建物および配置図

鉄筋コンクリート造り、2階建（配置図は別紙）

- ・ 1階・・・保育室、事務室、多目的ホール、調理室、
- ・ 2階・・・子育て支援センター、一時預かり保育室、育児相談室

第3条. サービスの目的・運営方針

① 法人の目的

社会福祉法人 愛光会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう、創意工夫されることにより利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

(イ) 幼保連携型認定こども園の経営

(ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(ハ) 一時預かり事業の経営

(ニ) 小規模保育事業の経営

② 法人の経営原則

社会福祉法人愛光会は、社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を確立、効果的かつ適正に行うために、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。以上(福)愛光会定款より

③ 運営理念

上記の基本をふまえ、具体的には下記の理念で運営するものとする。

- 1) 児童の健全な発達を保障し、一人ひとりが大切に教育・保育される中で子どもの事を一番に考え、教育・保育の環境を整える。
- 2) 保護者の就労サポートを基本に考え、保護者が安心して子どもを預け、仕事に専念できる園である事。
- 3) 職員にとって働きやすい職場である事。日常の教育・保育で笑顔を絶やさずに生き生きと、子どもたちとかかわれる職場である事。
- 4) 地域子育て支援、世代間交流、地域の小・中学校との交流等で地域との関わりを深め、地域と共に児童、生徒、学生の育成に協力出来る園である事。

④ 保育方針

- 1) 思いやりのある子ども。
- 2) 元気に遊び、自分の思し、(考え)をはっきり言える子ども。
- 3) 感謝の気持ちが自然に表せ、あいさつがしっかり出来る子ども。
- 4) 決まりや約束を守れる子ども。
- 5) 危険から身を守る力を養い、あらゆるものの命を大切に出来る子ども。

## ⑤教育・保育のねらい

子どもたちは、どの子も秘めた可能性をもっています。幼い時に、その芽を摘まないように、私たち大人が適切な環境をつくって、可能性を引き出してあげることが大切です。袋井ハローこども園では、愛情ある教育・保育の中で、基本的な生活習慣を身につけるとともに、園生活(あそび・生活)に自主的・自発的に取り組み、保育者や友達と一緒に創造的な生活をつくりだし、いろいろな活動や体験を通して知育・徳育・体育・食育の基礎を身につけていきます。将来、健全な社会人としての基礎、基本をつくりあげる事を目指します。

- 1) 年齢別のクラス編成をする中で、異年齢の交流にも心がけ、園での兄弟姉妹と位置づけ、園は昼間の家庭として、子どもたちが安心して一日が過ごせるように愛情のある教育・保育をいたします。
- 2) 地域社会とのかかわりを持ちお年寄りと触れ合う中で、思いやりや感謝の気持ちを育てるよう心がけます。
- 3) 園庭で自由に体を動かして遊び、運動機能の発達を促します。
- 4) 自然に囲まれた環境の中で身近な動植物や自然現象に関心を持ち、感性豊かに育てます。
- 5) 多彩なカリキュラムを用意して、子どもの個性や感性を育てます。
  - ・ あそびの中で、からだ全体を使って感性を養っていきます。
  - ・ 古典楽器に触れ、忘れられつつある日本の古き良き伝統や作法を伝えていきます。
  - ・ 未来を担う子供たち、その可能性を引き出すための礎づくりとして英語に親しんでいきます。
- 6) 地域における子育て支援のために、乳幼児の子育てに関する受流の場を設け、相談に応じるなどの社会的役割を果たします。(子育て支援センターを併設)
- 7) 園で実施する行事については、「方針」及び「保育のねらい」に沿った内容で計画してまいります。

## ⑥ 袋井ハローこども園の基本理念 (職員としての心得)

- 一、職業人・プロとしての誇りと責任をもって愛情保育(教育)をいたします。
- 一、利用者の利益を第一と考え行動します。
- 一、お預かりしたお子さまは、登園した時と同じ状態で帰宅させます。
- 一、元気よく、大きな声であいさついたします。
  - ・ ありがとうございます。・おはようございます。
  - ・ 行ってらっしゃい。・お帰りなさい。お疲れ様でした。

#### 第4条. 職員の配置状況（令和7年4月1日現在）

園長	1名	事務員	2名
副園長	1名	用務員	3名
教頭	1名	栄養士・調理員	6名（いわきゅう）
主幹保育教諭	2名	委託医（内科・歯科）	2名
保育教諭	30名	学校薬剤師	1名
保育補助	1名	支援センター担当	2名

#### 第5条. 職員の職務内容

- 1) 園長は、園の運営及び業務を統括し、会計事務に従事する。
- 2) 副園長は、園の運営及び業務、会計事務について園長を補佐し、安全管理を統括する。
- 3) 教頭は、園長、副園長を補佐し、教育・保育内容について保育教諭を統括する。
- 4) 主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長及び教頭を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
- 5) 保育教諭は保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- 6) 看護師は園児、職員の健康管理及び保健衛生に関する業務に従事する。
- 7) 嘱託医及び歯科嘱託医は、児童の健康相談業務を行う。
- 8) 学校薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則に基づいて、技術及び指導に従事する。
- 9) 事務員は、園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
- 10) 栄養士は給食業務の統括を行う。
- 11) 調理員は給食業務に従事する。
- 12) 用務員は、園内諸業務（環境整備等）に従事する。

#### 第6条. 開所日・開所時間及び休園日

※欠席、遅刻をされる場合は、午前9時00分までに必ず「れんらくアプリ」での連絡をお願いします。

##### ★希望保育について

普段は仕事があり、子どもと長く過ごす時間が取れない保護者が多い中であって就労先がお休みであれば、できるだけお子さんと過ごす時間を作って欲しいという考えのもとでの保育方法です。そこで、職場がお休みとなることが多い時期には、保護者が平日に就労しないご家庭には家庭保育をお願いしております。しかし家庭の事情等により都合の悪い方はご相談下さい。

## 第7条 学年・学期・長期休業期間

(学年)

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第1学期 4月1日 ～ 8月31日まで

第2学期 9月1日 ～ 12月31日まで

第3学期 1月1日 ～ 3月31日まで

(長期休業期間)

夏 季 (夏休み) 夏季希望保育期間の概ね中心の日から前後約1週間。

冬 季 (冬休み) 12月26日 ～ 1月3日まで

学年末 (春休み) 3月25日 ～ 3月31日まで

学年始 (春休み) 4月1日 ～ 入園・進級式の前日まで

※上記休業期間については休園日を除くものとする

曜 日	基本保育時間	預かり保育	備 考
月～金曜日	9:00 ～ 14:00	早朝 7:30 ～ 9:00 夕方 14:00～18:00	預かり保育は無償化の対象となりますが(450円/日上限)、就労をされていない場合及び育児休業中の方は無償化の対象外となります。その場合は全額実費負担となります。満3歳児教育認定児童の預かり保育利用料は、住民税非課税世帯以外は全額実費負担となります。
長期休業中の利用の場合	9:00 ～ 14:00	早朝 7:30 ～ 9:00 夕方 14:00～18:00	
<p>※長期休業中(夏休み・冬休み・春休み)については、基本的にはお休みとなりますが、就労等の理由によりご利用を希望される場合は所定の書類(就労証明書等)をご提出いただきます。</p> <p>※長期休業中に利用される場合は、預かり保育の利用料体系が異なります。</p>			
休 日	土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始、園行事等で決められた日(広域感染症等により行政より臨時休園の要請、指示があった場合)		
希望保育日	ゴールデンウィーク等の場合、希望保育をお願いする場合があります。		

## 第8条. 保護者の利用料負担について

### I. 保育料の納入

#### 保育料

- ・国の政策により令和元年10月より保育料は国・県・市町村の公金で賄われることになり、無償化となりましたので、保育料の負担はありません。

- ・ただし給食主食代・副食代・預かり保育利用料等は実費負担となります。

徴収方法は口座振替にて徴収させていただきます。

#### 預かり保育利用料

- ・午前 7:30 ~午前 9:00 100円 / 30分
- ・午前 14:00~午後 18:00 50円 / 1時間
- ・長期休業中の 9:00~18:00 の利用 500円 / 日

※1日あたりの預かり保育利用料は450円まで無償化の対象となります。

※満3歳児教育認定の方は住民税非課税世帯のみ預かり保育の無償化適応対象となります。従って、就労されていても預かり保育利用料は原則として全額実費負担となります。

※就労されていない方、育児休業中の方の預かり保育利用料は全額実費負担となります。

#### 口座振替業者

- ・利用料の振替は「しずぎんワイドネットサービス」を利用します。
- ・口座振替依頼書をお渡ししますので、ご記入、ご提出をお願いします。

### II. 給食主食代・・・主食費（米飯代）として月額550円かかります。

毎月前月分を口座振替にて徴収させていただきます。3歳未満クラス（ちゅうりっぷ組）の方は保育料に含まれていますので徴収はありません。

### III. 給食副食代・・・副食代として月額5,100円かかります。毎月前月分を口座振替にて徴収させていただきます。（15時前に降園し、おやつを食べない方は月額4,900円となります。）

○住民税非課税世帯については給食副食代が免除となります。

○病気等により長期入院をする場合や、特別な理由により1カ月の3分の2以上欠席（土曜日を除く）する連絡を事前（原則として前月末まで）にいただいている場合（例：退院後の自宅療養等）の副食費は日割計算で請求させていただきます。

風邪等の体調不良や家庭保育によって1カ月の3分の2以上欠席した場合には保育料と同様に月極め額にて徴収させていただきます。

○集金（口座振替）は利用翌月に銀行引き落としとなります。

○口座振替は「しずぎんワイドネットサービス」を利用します。（静岡銀行以外の口座からの振替も可能です。改めて静岡銀行の口座開設は必要ありません）

○引き落とし手数料は園にて負担いたします。

○世帯状況（第3子）及び所得の減免要件に該当する方は副食代の徴収は免除となります。

○残高不足等で引き落としができなかった場合、再度の引き落としは行えません。その場合は園よりお知らせ致しますので、速やかに現金にて園へ納めてください。

- IV. 保護者会費 . . . . . 保護者会会則で金額が決められております。  
5月、8月、12月に集金をしています。
- V. 傷害保険 . . . . . 園では万一の怪我等に備えて保険に加入しています。負担額は年  
によって変動することがありますので、その場合はお知らせしま  
す。(令和7年度は年間420円)
- VI. 用品代金 . . . . . クラスごとに必要な用品  
お便りケース・帽子・マーカー・色鉛筆・氏名印・のり  
自由画帳・道具箱・粘土遊び道具・鍵盤ハーモニカ・ハンガー  
卒園アルバム等
- VII. 保健衛生費 . . . . . 年間1,200円(年度内に1回徴収)  
※在籍期間に関係なく1,200円を徴収させていただきます。
- VIII. 園指定の服 . . . . . 制服(4歳児クラスから) 体操服(3歳児クラスから)  
通園カバン(3歳児クラスから)
- IX. 体験料 . . . . . お泊り保育(年長)等で外部のワークショップ体験料やアイス代等

## 第9条. 給食について

- 当園の給食は園内に完備された調理室で外部委託業者(株式会社いわきゅう)のスタッフが発行する献立表に基づき、昼食とおやつを毎日提供します。
- 栄養士が旬の食材で、季節感のある給食提供を行ってまいります。
- 3歳以上児のおやつ(補食)は午後15時過ぎに提供されます。(15時前に降園するかたについてはおやつの提供はありません)
- 離乳食、アレルギー除去食を希望される方は、アレルギー除去食の医師の指示書の基にご家庭と連絡をとり、個別に対応いたします。

### (※食物アレルギーのある方は必ずお申し出ください)

- 申告がなかったことに起因する事故が発生した場合の責任は負いかねます。
- 献立表は月末にお渡ししますので、ご家庭でも食育に心がけた献立をしていただくと良いかと思えます。
- 当日実施の給食とおやつのサンプルを毎日、ホール入口のサンプルケースに展示しますので、お迎えの時にご覧下さい。また、ご家庭での献立の参考になればと思っています。
- 体質的に合わない食べ物、特に嫌いな物がありましたら、前もってお知らせ下さい。

## 第10条. 災害時・病気の際の対応について

この規定は災害時、非常時における袋井ハローこども園の園児、保護者、職員の生命の安全を第一に考慮し対応することを原則としています。



地震

<p>東海地震注意情報発令時</p> <p>東海地震予知情報発令時</p>	<p><b>【登園前・登園中】</b>          自宅待機をお願いします。注意情報・予知情報が解除されるまで登園できません。</p> <p><b>【在園中】</b>          一斉メールにて連絡しますのでお迎えをお願いします。          (連絡がつかない場合もありますので就業中、外出中に注意・予知情報の発令を把握された場合、園からの連絡を待たずお迎えをお願いします。)</p>
<p>地震発生時</p>	<p>被害の出るような大きな地震が発生した場合は直ちにお迎えをお願いします。</p>
<p>火災等で園舎が使用できなくなった場合は第一避難地に避難しています。  <b>第一避難地：周南中学校</b></p>	

水害（台風・洪水）

台風や大雨の際は、登園前にテレビ、ラジオ、パソコン等で警報、注意報の発令状況を確認してください。

<p>暴風警報発令時</p>	<p><b>【当日の朝、すでに発令されていた場合】</b>  <u>開所できる限り園は開所します。</u>          (ただし、仕事その他の都合がついてお休みできる方はお休みして頂いて結構です。)</p> <p><b>※安全上の理由により休園・自宅待機となる場合もあります。</b></p> <p><b>【保育時間中に発令された場合】</b>          台風がひどくならないうちのお迎えが望ましいですが、仕事中に無理をしてお迎えに来る必要はありません。保護者の方の判断をお願いします。          道路状況等を判断し、お迎えの時間を決めて下さい。</p>
<p>大雨警報発令時</p>	<p>連絡が無い場合は無理をしてお迎えに来る必要はありません。          (ただし、河川状況やその他の状況を総合的に判断し、連絡をさせて頂く場合もあります)</p>

洪水・河川の氾濫	<p><b>【避難準備情報発令の場合】</b>          避難の準備が必要な段階です。一斉メールで洪水の危険があることをお知らせします。園児はホールに集まり保護者のお迎えを待ちますので対応をお願いします。</p> <p><b>【特別警報・避難勧告・避難指示が発令され且つ、          緊急性が高い場合】</b>          お迎えに大きな危険を伴うことが予想されます。命を守る行動をとります。園児、職員は園舎2階に避難していますので、<u>保護者の方は安全が確認されてからお迎えをお願いします。</u></p>
----------	--

●避難準備情報が発令されず、直ちに避難勧告・避難指示が発令される場合も考えられます。その際は上記の表に従いお迎えの対応をお願いします。

### 火災

直ちに連絡致しますので、お迎えをお願いします。避難が必要な場合は第一避難地（周南中学校）に避難しています。

### 怪我・事故

緊急を要する怪我の場合	救急車を要請し病院に向かいます。連絡を取り合い、病院へ向かってください。
受診が必要な場合	受診が必要な場合、保育園で受診する場合があります。その際は園から連絡を入れさせていただきます。
軽い怪我	軽い怪我の場合、消毒や傷の保護等、処置を行い、保育を継続します。

### 病気の場合

※緊急連絡票に記入していただいた条件を考慮して連絡させていただきます。ただし、急を要する場合は例外とさせていただきますので、ご承知おきください。

保育時間中に <b>発熱</b> した場合	原則 37.5℃以上の発熱が確認した場合、連絡しますので、早めの対処をお願いします。（ただし、病的な発熱ではなく、体温調節によるものですぐに来て頂く必要がないと判断した場合はすぐに連絡しないで様子を見る場合もあります）
<u>下痢が続く</u> 場合	保育中に下痢が 3～4 回続き、脱水症状の恐れがあると判断した場合は、お迎えをお願いします。
<u>流行性疾患</u> の恐れがある場合	すぐに連絡をしますので、早目の対処をお願いいたします。保育室でなく、医務室でお迎えを待ちますのでご了承ください。受診の結果、感染症に関する意見書・登園届（登園許可証）が必要な場合は事務所にてお渡しします（袋井ハローこども園のホームページからもプリントアウトできます）のでご連絡をお願いします。

その他	通常保育に耐え難い症状（ぐったりしている・強い腹痛を訴える場合など）がある場合は連絡しますので早急にお迎えをお願いします。
-----	---

上記以外で身体に異常がみられる場合はお迎えをお願いする場合があります。

#### 第 11 条. 嘱託医・学校薬剤師

内科医	志村内科医院 志村昌大先生 袋井市久能 1973-3 TEL：44-1159
歯科医	川瀬歯科医院 川瀬昌洋先生 袋井市春岡 1 丁目 1-15 TEL：49-2800
学校薬剤師	可睡の杜薬局 管理薬剤師 山下ゆかり様 袋井市可睡の杜 4-34 TEL：49-4646

#### 第 12 条. 保険の加入について

万が一、園で起きたけがについては応急手当をしますが、専門医の受診が必要と思われる場合は保護者に連絡して受診をお願いします。

園の管理下で発生したけがについては、全国私立保育園連盟保険（全私保連）より給付金が支給されます。

■ A 契約保険＝保険料は園側で全額負担いたします。

【1】 下記の様な場合に保険金が支払われます。

・・・園内の施設・設備の欠陥や、監督上の過失が原因となった事故。

(例) ★すべり台に釘が出ていたり、雲梯や滑り台から落ちてけがをしたり、園児に怪我をさせてしまった。

★火災が発生した時、十分な誘導をしなかった為、園児が逃げ遅れて死亡してしまった。

★給食に出した飲食物が原因で、食中毒や伝染病にかかった。

【2】 但し、下記の様な場合には、A 契約保険の保険金は支払われません。

- 保険契約者・被保険者の故意による事故
- 地震・噴火・津波等の自然変象による事故
- 園側に法律上の賠償責任のない事故
- 被保険者が故意、又は重過失により法令に違反して製造した飲食物による事故
- 園の管理下でない事故

【3】 保険金支払い限度額

	1名	1事故
身体賠償	2億円まで	10億円まで
財物賠償		200万円まで

以上、保険の範囲は、園側に責任がある場合にのみ支払われる保険です。  
園児の場合は園内においても、園側責任範囲外での事故も十分考えられます。

■ B 契約保険＝保険料は保護者負担となります。

前頁の「A契約保険」の他に「B契約保険」という保険があります。この保険は東京海上日動火災保険の学校契約団体傷害保険より給付金が支給されます。この「B契約保険」は園管理下における園側責任範囲外においても支払われる保険で、下記のような場合に保険金が支払われます。但し、「B契約保険」につきましては、園側責任範囲外でありますので、保険料は保護者負担となります。なお、当園では、園児全員がこの「B契約保険」に加入となりますのでよろしくお願いいたします。

●B 契約保険＝保険料は**保護者負担（年額 420 円）**となり、下記の様な場合に保険金が支払われます。

(1) 園管理下の一切の傷害保険

- 施設・遊具に園側の欠陥が無く、怪我をした場合
- 園外保育等で怪我をした場合
- 運動場等で転んで、怪我をした場合
- その他

(2) 保険料及び保険金額

一名当り、死亡・後遺傷害保険金額	540,000 円
一名当り、医療保険金 日額(入院)	750 円
一名当り、医療保険金 日額(通院)	500 円
保護者負担の保険料（年額）	420 円

(3) 保険料の支払方法

担当よりご案内いたしますので、代金を封筒に入れて、釣銭のないようお支払い下さい。

## 第13条. 要望・苦情の受付について

個人の尊重と自立支援を柱とした、社会福祉の在り方を見直すための改革が進められ、平成12年6月に「社会福祉法」が成立しました。

社会福祉法人愛光会 袋井ハローこども園でもこのような法改正の趣旨に沿って、利用者と保育園のコミュニケーションの活性化を目指して、「意見・要望・苦情・不満(以下「要望等」とする)を解決するための仕組みに関する規程を設け、利用者皆様の要望等に的確に応え、より良い保育園づくりを進めて参りたいと考えております。お気づきのことがあればどんなことでも結構ですので、園に対してご要望下さるようお願いいたします。尚、仕組みは次の通りです。

### 目 的

1. 要望等への適切な対応により、利用者の理解と満足感を高めることを目的とします。
2. 利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者が保育サービスを適切に利用することができるよう支援する事を目的とします。
3. 納得のいかないことについては、一定のルールに沿った方法で円滑・円満な解決に努めることを目的とします。

### 解決の体制

#### 1. 解決のための園内体制について

園に関する要望等を解決するために、当園では園長をその責任者とし、教頭・主幹を受付担当職員と決めました。

園に関する要望等は、担当職員へお申し出ください。

(1) 受付担当者 安間啓子 ・ 鈴木あかね

(2) 解決責任者 鈴木 孝

#### 2 解決のための第三者委員について

直接園に言い難いことや、何度言っても解決しないようなことを解決するため、第三者委員として次の2名の方に依頼しました。第三者委員へ直接要望等を申し出られるか、又は園への申し出に際し、立ち会いをお願いする等が出来ます。

##### (1) 第三者委員

名 前： 久野 克美

住 所： 袋井市下山梨1515番地

電話(0538)48-7761

##### (2) 第三者委員

名 前： 鈴木 恵子

住 所： 浜松市南区巢野町130の3番地

電話(090)2939-9321

### 申 出

1. 要望等は所定の用紙(別紙様式①)を使用し、直接園の受付担当者に申し出て下さい。
2. 解決責任者である園長へ直接申し出ることもできます。
3. 園でお願いしている第三者委員へ直接申し出ることもできます。

## 解決の記録と報告

受け付けた要望等は、受付担当者から解決責任者である園長、関係職員へ回覧し、円滑・円満な解決に努めます。

第三者委員への報告を原則としますが、申出の方で第三者委員への報告を拒否される場合は報告をしませんので、その旨を用紙にご記入下さい。匿名の手紙、電話等による要望等は全て第三者委員へ報告します。

## 解決の通知

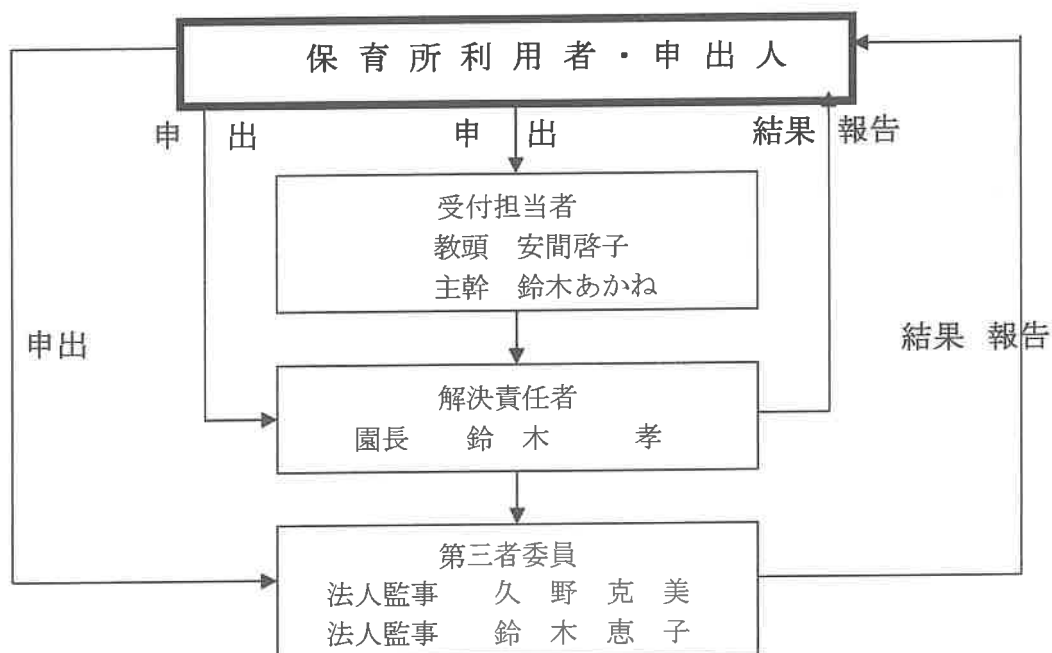
受け付けた要望等は解決責任者より所定の用紙により、改善されたものの通知書(別紙様式②)、調査を実施したことの報告書(別紙様式③)又は調査を行わない旨の通知書(別紙様式④)をもって申出人へ通知します。

## 解決の公表

個人情報に関するものや申込者が拒否した場合を除いて、要望等の解決について毎年度終了後に事業報告やホームページにおいて公表し、園の改善に務めます。

イメージ図

※申出書は園受付窓口に用意してあります。  
※この解決の仕組みは、平成16年11月1日から実施。



本事業者で解決出来ない苦情は、静岡県福祉サービス運営適正化委員会に申立てる事ができます。

連絡先: 〒420-8670 静岡市駿府町1-70(県社会福祉会館内)  
電話(054)653-0840 FAX(054)653-0840

## 第 14 条. 利用の開始・終了について

### 利用の開始

当園では、袋井市による支給認定（1号認定）を受けた保護者が、当園のこども園部に申し込みをし、保護者が入園承諾通知（内定通知）を受領した後に本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

### 利用の終了

- ① 利用乳幼児が小学校に入学したとき。
- ② 児童の保護者が児童福祉法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法に定める支給要件に該当しなくなったとき。（1号認定に該当しなくなった場合）
- ③ 長期欠席するとき。
- ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。
- ⑤ 保育料を3カ月以上滞納した場合。
- ⑥ 園職員へのハラスメント及び過剰な不当要求がみとめられた場合。

## 第 15 条. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への不適切な関わり防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 職員会議・園内研修・園外研修において不適切な関わり防止に関する研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用、職員への周知
- ③ 関係機関との連携（袋井市・児童相談所等）

## 第 16 条. 個人情報の保護に関する基本方針

入所児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用いたします。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所・こども園・幼稚園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・本園での教育・保育において園児の状況に応じた適切かつ必要な支援を図るため、巡回指導を行う市町村や児童発達支援センターなどとの間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

## 第 17 条. 新種ウイルス等による臨時休園について

- 新種ウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者が発生した場合、保健所及び所轄庁の指導のもと、生命を守ることを最優先に臨時休園又は登園の自粛を要請する場合がある。
- 臨時休園及び当園自粛の期間は保健所及び所轄庁の指導のもと決定する。
- 臨時休園中、当園自粛期間中の保育料等の算定については国の通知に則り算定するものとする。
- 感染者、濃厚接触者の個人情報については、人権保護のため、安易に SNS 等で発信してはならず、誹謗中傷、差別等の人権侵害を行ってはならない。